**年度　家屋敷・事業所課税に係る課税取消申告書**

新城市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日提出

　新城市内に有しています事務所・事業所・家屋敷については、　　　年１月１日現在、下記のとおりですので、家屋敷等に係る課税の取り消しを申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 納税義務者 | 住　　所 | 〒 |
| 氏　　名 |  | 屋号・雅号 |  |
| 生年月日 | 　　　年　　　月　　　日 | 電話番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 課　税　の　取　消　理　由 | 家屋等の所在地 | 新城市 |
| [あてはまる項目にレ点をしてください]□事業用の施設だが、事務所を伴わない単なる資材置場、倉庫、車庫である□事業を廃業した　／　事業を引き継いだ　　廃業日　／　引継日：　　　　年　　 月　　 日　　　　　　　　　↓　　引継ぎの場合は、新しい事業主について記入してください。　　氏名　　　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□１月１日以前に、家屋の取り壊し又は他人への売却があった　　（取壊証明書、売買契約書などがあれば写しを添付）□住民登録をしている市区町村にて、市・県民税（住民税）が非課税である□他人に貸し付ける目的で有している。（賃貸契約書などがあれば写しを添付）　　貸付年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日貸付　　貸付先氏名・事業主　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸付先者の住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

※注意事項

(1)賦課期日は１月１日です。よって１月２日以降に新城市に転入された場合又は家屋の取壊・売却があった

　場合でも、今年度は課税対象となります。家屋敷等課税の取消を申告される方は、この申告書欄の必要事

　項を明記のうえ、新城市役所税務課へ提出してください。

(2)家屋敷等課税は、必ずしも自己所有のものとは限らず、借りていても該当します。また、水道、電気等を

　停止しているなど上記以外の理由は原則課税取消理由として認められていません。

(3)この申告書の書き方等について、不明な点がありましたら新城市役所税務課までお問い合わせください。

　　（電話：0536-23-7615）